

商紳政権

連省自治の理念と現実

広東省の場合（終編）

生 田 頼 孝

先の「続編」では、筆者は、広東省における連省自治運動の一環としてなされた政治的民主化の実態について論じた。本編では、先に論じた民主化に関して、その背景（＝当時の広東の社会構造）を論じ、「連省自治」運動の理念と現実についての議論を終えたい。

第一章 一九二〇年代の広東省における社会構造

第一節 一九二〇年代の広東省農村社会の実態

広東省の農村社会を論じることにおいて、最初に取り上げるべき特徴が、大土地所有制である。広東省では、一〇〇畝以上層に三四・八五％の土地が集中し、又、公有地（＝太公田、後述）が二二・五六％となっている。^①この大土地所有制について論じたものに、数値は多少、異なるが、吉沢南氏の論文がある。吉沢氏は以下のように、一九二〇年代の広東農村社会における土地所有制を特徴づけている。

「全農村人口の二％に過ぎない大地主（所有耕地面積一〇〇畝以上）が全土地面積の四三％を所有している。所有耕地面積五〇畝以上の中小地主を加えるなら、全農村人口の六％の地主は実に全耕地面積の六二％を所有してい

る。逆に全農村人口の五五%の者がまったく土地を所有しておらず、一〇畝以下の耕地を所有する貧農（全農村人口の二〇%）は、わずかに六%の耕地しか所有していない。直接生産者である貧農、無地佃農、無地雇農は全農村人口の七五%を占めているにもかかわらず、土地所有からは完全に閉め出されている。土地所有から見れば、中国農村問題の核心はまさにこの土地所有の不平等にある。^②このような農村社会の構造が「例えば、海豊豊の場合、一七万六〇〇〇人の佃農と八万人の半自耕農が数百人の地主によって搾取される」という現実を生み出していた。^④また、地主は農民を高利貸によって搾取し、中には、古代の城壁のような建物や守衛を設け、砲臺を築くものさえあった。^⑤搾取の現実はもちろん、海豊だけの問題ではなく、後の時代までも続いていた。^⑥

上記のような大土地所有制と並んで、検討しておかねばならないのが、先に述べた「太公田」の存在である。当時の広東省では、小作によって耕作されている土地が名義上、一家族以上によって、所有されている土地が何種類があった。太公田はその中の一種で、一番、目立つ存在であった。例えば、「珠江三角州の耕地の半分は公田であるが、全省耕地の三分の一は大体、公田であると言い得る。最小限度の見積もりで、広東省の耕地総面積は四二〇〇万畝位であるが、その三五%氏族またはその他の集団地主によって所有せられている。」^⑦この氏族が所有する太公田は、個人的に売却したり、処分することは容易ではなく、その氏族のすべての長老の一致同意を必要としていた。^⑧しかし、実際、「太公田からの収入は、主管者の自由処分任せられるから、族田は変相の個人所有の田地と化し、即ち大衆勢力の結果を代表する太公田の収入は少数分子の所有に帰するのである」^⑨から、先述の大土地所有制と並んで、この太公田制度も貧富の差を拡大する一因であった。

このような社会構造は「民団、郷団、保衛団、遊撃隊」と称する県あるいは村段階での地主たちの暴力装置によって支えられていた。^⑩

以上のような階級対立があったにもかかわらず、それを緩和していたものがあった。それが村レベルでの住民の

閉鎖性である。当時、広東省の村落は、宗族によって定義されていたとされる。「概括すれば、宗族とは、父系的、父性的外婚制であり、全村落を包有し、効果的な社会的輿論の範囲であり、共同体内部の身分の決定者であり、性的、経済的、及び、共祖的等の序列を持つところの下位集団からなっているものである」^⑪。このような性格を有する農村は、頻繁に械闘を引き起こした。この械闘は清朝時代には生産力の破壊等の他、広大な農民が地主階級の圧迫搾取に対する反抗闘争の視線を転化させ、階級矛盾を緩和する作用をなし、「械闘は、農村の封建割拠分裂状態を深めた」……封建地主がそれぞれの地盤を占め、他人の手出しを許さず、一度矛盾が爆発すると、本来からの矛盾が更に深まった。農民は双方共に傷つき、地主への依存を深める。械闘は地主への依存を深めるものであり、農民を統括し、互いに争いあう反動武装、紳権拡大をなした^⑫。といった意味を有していたが、これは、民国になっても継続し、例えば、民国五年（一九一六年）―一九一七年にかけて、広東省博羅県下の農村にて、械闘が発生している。それは、水争いの他、平時の村落間の反目に起因していた。械闘が始まると、互いに砲壘を築いて、相手の村との交通の遮断を行い、又、敵の村での民家の焼き討ち、農耕用の牛や富裕な商店での略奪に及んでいる。さらに、敵の村民を捕らえると、リンチに処したり、身代金目的の捕虜にしている。この際、共同体としての村落は顕在し、行動は村民レベルのものとしてのみである^⑬。この他にも、村落レベルでの閉鎖性や械闘の例は少なくなかった^⑭。

以上のように検討してみると、清末から民国初年にかけての広東省の農村社会の構造というのは、宗族によって規定された村落があり、そうした村はその村の有力者によって掌握され、ほとんどの農民はそうした秩序の中で暮らしていた^⑮。このような社会の中に、貧富の差があったが、この当時においては、階級対立よりも、むしろ、血縁に規定された宗族を土台とした村レベルでの行動原理の方が強かったと論じることができよう。これにより、「政党から出馬する者」は、「数はずっと少な」く、「立候補を決めたものは一般に同姓氏族集団を核として選挙運動を始

めた。又、広東省では、単姓や両姓の自然村が多かったことに關係するが、『郷』の地縁をもとにした支持集団が作られた。これら、地縁と血縁を絆とした選挙運動母体に比べて、少数の県を除いては、政党は有力候補の支持組織にはなっていない¹⁷⁾という特徴を持つ県自治選挙となったのである。先に紹介した陳独秀、さらに孫文は県もしくは、数村の連合を地方自治の単位とすることを主張しているが、¹⁸⁾郷村の封建勢力、族長あるいは土豪劣紳（＝郷紳）は事实上、全人民を支配していた。……この種の現実をもって、県をして、自治単位というのは、本当に事実から大きくかけ離れてしまつてい¹⁹⁾たのである。

陳炯明自身が、先述のように、郷紳であつたので、既存の社会構造の变革を希望せず、又、省内統一のためには、郷紳の支持を受けて、村落割拠状態を解決したいと考えていたのであろう。²⁰⁾民団等を住民自衛組織として承認したのもそうした理由からだと思われる。確かに、民団等は、先述のような性格を有していたが、同時に客軍に対する自衛団の側面を有してもいたと考えられる。例えば、陳炯明の回粵以前に広東を支配していた客軍たる広西軍閥の略奪は農村部においては、例えば、農産物の売買、交換等が行われ、賭博場、娼館のあつた「墟市」²¹⁾においてなされたと思われる。こつした「墟市」を管理していたのが各宗族の中の郷紳であつた。又、当時、例えば、陳炯明の故郷である海豊県では、郷紳が実権を握る多くの市場があり、多額の収入があつた。郷紳は広西軍閥の略奪から、「墟市」等の利益を守ろうとしていたと思われる。広西軍閥による支配によって、苦しめられていたことから、もともと、過酷な支配をばかると同省人の政権は受け入れやすく、また、多少の理不尽があつても、よりマシな選択であつたと思われる。上位当選者三人のうち、一人を陳炯明が任命するというシステムはその具体例であつた²²⁾。上記の様な性格を農村が有する故に、自分の政権の安定の為に、このようなシステムを有さざるを得なかつたのである。²³⁾

農村統治に、郷紳の力を借りるといふやり方は福建南部に駐留していた時も同様だつたと思われ²⁴⁾し、この時、

軍を自らの同郷の人々で固めたのも、上記のような広東農村の背景があったのである。²⁷ さらに、これらは、広東省統治において、例えば、陳炯明の郷里の海豊教育局長の地位にあった彭湃との仲たがいとなって具体化した。²⁸ 陳炯明と類似した思想を有していたはずの彭湃はメーデーを実行したところ、紳士（郷紳）から攻撃され、それを受けた陳炯明によって免職させられてしまった。彭湃は、その後、農会を結成、農民を組織して、地主、郷紳に対抗するようになった。²⁹

陳炯明が辛亥革命直後から、都市商人とつながりが深いのは、旧体制（清朝）のなかにいなかった者がいたということのみならず、先に見たように、農村部の郷紳の閉鎖性が強いゆえに、徴税等で苦しみ、革命後の政権の支持基盤を都市（中小）商人に置かざるを得なかったことを物語っているように思われる。辛亥革命後の民軍狩り、第二革命時の失脚は、その具体的現われであると思われる。

そして、先述のように、龍濟光支配、第三革命、広西派支配を経た一九二〇年代に、彼ら都市の（中小）商人と利害が対立し始めていたのが都市労働者であった。それが如実になったのが、陳炯明が広州から退出した後起こった一九二四年の広州商団事件（広州の商人が孫文の政権に対しゼネストを行い、また、鎮庄に向かった政府軍と商団軍が衝突、戦闘した事件）であった。この事件について、労働者、商人の対立が伝えられている。³⁰

一九二〇年代にいたっても、都市（中小）商人を支持基盤とする傾向に変化はなかったと思われる。³¹ にもかかわらず、広東帰還後、陳炯明は労働運動に対し、「前向きな態度」をとり、³² 又、市参事会選挙で「労働界」の人数を「実業界」同様、最大としたのはなぜか。これらのことが可能になった原因を前号で触れた広東総工会と称する「労働組合」に探ってみよう。

第二節 一九二〇年代の広東における労働運動と商人

この総工会結成のため、中心となって、動いたのが華僑工業連合会である。この団体は「孫文派政客の指導する

工界団体で、労働者自身の参加や労働者との連携・接触といった側面はきわめて不十分なものであった^④。会の活動としては、毎年、メーデーを実行するのみで、運営の中心となっていた人々は官僚、または議員達であった^⑤。

この総工会結成の準備は、二一業種の代表が華僑工業連合会にて、始めていたが^⑥、同年三月、広東総工会歡叙会が開かれ、孫文派の民族資本家である黄煥庭が臨時主席に選出されている^⑦。

以上の事実から、広田寛治氏はこの広東総工会について、「一九二〇年一二年初頭に急速に高まった広東総工会結成の動きが、労働者自身の自主的な動きによるものではなく、孫文派の政客による上からの連合化のころみであったこと、活動の中心を担っていたのも労働者ではなく民族ブルジョワジーであった」としている^⑧。

この広東総工会は、さきの市参事会選挙において、華僑工業連合会が主導権を握るために発足せられたものとされる。労働者の声の代弁であるとして、『工人早報』の刊行が決められたほかには、労働者のための活動はほとんど行われず、「孫文派政客」や「民族ブルジョワ」への奉仕がその中心的性格だった。また、広東総工会のこうした性格は「労働者の大半が従来ギルド的行会に組織されたままであったという当時の労働者の組織状況をそのまま反映したものであった」^⑨。

この行会というギルド的組織は幫とも言い、商人が加入するギルドと労働者や職人が加入するギルド（労働幫、手工幫）があり、業種のほか、県、省といった出身地を単位として構成される^⑩。後者に焦点をあてて、当時の広東の労働運動について、検討してみたい。

広東における都市の産業は先述のように手工業労働が中心で、そこにギルド的徒弟制度が存在していた。このギルドは手工業の職場において、「親方、職人、徒弟の三階層からなり、徒弟制度をその支柱とし」、①徒弟に対する職業教育、②同業者の増加防止を役割とし、また、「職人、徒弟は徒弟制度によって、親方との身分的隷属関係におかれ」^⑪ていた。

このギルドは「徒弟制度を持つて、同業者の資格制限を励行するとともに、その将来を保証する意味も少なからず含んでいた。徒弟はその年期が満了すれば、ギルドに加盟することを許され、独立するか、又は親方のところで職人となるか、また、渡職人となつて、他に親方を求めるか、そのいずれにおいても、将来、親方となるのが本旨であつた」ことが、労組の役割を果たし得なかつた一因と思われるが、同時に、職場で経営者に従属する役割をも有していた。諸氏の研究を参考とすれば、経営者 親方 労働者（＝職人）（経営者が親方を雇い、雇われた親方は労働者、職人を雇つて生産活動を行う）という構図である。民族資本家（＝商人）が労組結成に踏み切つたのはこうした背景があつたと思われる。しかし、この時期、まだ、一九二〇年末、二一年初頭にかけて成立していた工会は多くなく、労働者の大半はギルド組織の中にいたとはいへ、こうしたギルドが工会（＝労組）に変化していく様子が、第二次広東軍政府成立後に見られ、

① 職人ギルドの連合による工会への転換

② ギルド職人＋ギルド外職人による工会結成

③ 徒弟が工会を結成する^④

があつた。これらは労働運動における階級対立の明確化の兆しであつた。

この時期、多くの労働者が賃上げを要求して戦つたが、「職種の枠を超えた労働者相互の連帯・支援闘争が生まれ」、例えば、逮捕された建築職人が他業種の労働者の支援を受けて釈放されるという事件が起きている。^⑤こうした労働者側の動きに対し、資本家側はスト参加の長工（住み込み職人）を雇わぬことを約束しあい、「外工」の雇用によるスト破りも行っている。^⑥

この「外工」とは、行会（＝ギルド組織）^⑦に加入していない職人のことである。上記のような賃金労働者と仮した渡職人のことを言うのであろう。行会が労組に転換したのは、行会内の職人が渡職人をはじめとして、労働者、

職人数が増大し、この時期、機械の導入によって、熟練工よりも、非熟練工の需要が高まったことに対する対抗策でもあろう。^④ ギルド職人＋ギルド外職人による労組の結成は低賃金、スト破りに対する共同対抗策であったと思われる。徒弟が労組を結成したのは低い身分への固定化への対抗策であった。^⑤ 以上から、職人の賃金労働者化によって、いくつかの道はあっても、階級対立が次第に明らかになって来たことが窺える。

その理由として、例えば、「市場の増大にもない、職場を拡張し、利益を博せんとする急なる（手工習の）親方は、将来における同業者の飽和やギルド統制力の弛緩などを忘れて、争って徒弟の養成に走った。」……「徒弟の増加は職人の増加を来し、職人の増加は親方との心理的結合を弱くし、渡職人を増加する。これらの職人は親方の階級に上りうる見込みはほとんど無く、その生計を営むために、収容力ある職場を求めて労働力を売らねばならぬ。営利的となった親方は、渡職人を単なる労働力という意味で、之を商品視するに至った」状態となったことがあげられよう。このように、経営者（商人）・親方 職人・労働者の対立が激化してきていた。^⑥

かような状態で、「争議が長期化し、解決の見込みが薄れていくなかで、ストライキ中の労働者が広東総工会に集し、護法政府の『調停』を後盾とした闘争」が始まり、さらに、広東総工会に集まった労働者の運動として、普通選挙要求運動がなされた。労働者にも省議会への選挙権を要求したのだ。^⑦ しかし、陳炯明は「省議会議員選挙法の改正権は国会にある」として、そちらへの請願を主張した。^⑧ 陳炯明がこのような態度に出たのは、やはり都市商人の利害を守るためであったと思われる。階級対立が明確になりだした以上、労働者の動きは抑えられねばならない。又、この時期、北伐のために、広東人民に、家屋税、交通関係の税、あるいは営業関係の税等が課せられ、中小商人達からは、反対の声が上がっていた。^⑨

こうしたことから、辛亥革命以後、広州等、都市部における都市（中小）商人（＝商店主、手工業主等）を支持基盤としていた陳炯明としては、彼らの利害を守るために、国民党勢力が広東省内で増大するのを防ぐ必要があつ

たと思われる。労働運動等、労働者の立場に立った活動は都市商人の利害を損なわない範囲で、というものにならざるを得なかったであろう。^⑤市参事会選挙で、商人と労働者を同数としたのは、ギルドに見られる社会構造を承知の上でのことであつたと思われる。労働者枠を商人と同数にすることによって、形式上は労働者にも配慮したといえるし、政策決定において、十分な権限が与えられていなかったのも、労働者 商人の対立が発生したときの予防線ではなかったかと思われる。民選市議会とした場合、「もし、有効ならば、下層階級（＝労働者階級）が人数の上で優勢であるから左翼政権の成立をもたらすことになる。まさに、この結果を懸念したがために（陳炯明は）普通選挙の導入と戦つたのである」。^⑥農村部で、先に見たような県長選挙を行ったのも同様の理由によるものであつたろう。

上記のような自治と並んで、陳炯明は省憲法の作成にかかった。この憲法では、例えば、当時、「現在流行している直接民主政治の方法を採用しておらず、比較的実用主義的である」という評価を得た（「省長は」全省各県の県議会および特別市の市議会議員が総選挙で選挙する。^⑦）という規定があつた。この規定も、先述のように、県自治選挙が、郷紳等の富裕層にリードされ、都市では商人層が支持基盤であつたという点が反映されていたように思われる。この憲法草案は、省議会主導でなされ、広東省議会を通過するが、その為、議長に自分の親戚を据える等、省議会のコントロールを行った。^⑧これも上記のような理由ゆえである。

かような広東省における連省自治ではあつたが、いわゆる「陳炯明叛変」の後、その矛盾が著しいものとなる。次節で、それを検討し、本章の締めくくりとしたい。

第三節 叛変そして反動化

前述の北伐への反対故に、孫文との対立は深まり、結果、孫文は陳炯明がついていた四職（広東省長、内政部長、粵軍総司令、陸軍部長）のうち、陸軍部長を除く三職から解任してしまう。^⑨陳は広州から退去するが、この時、陳

炯明の復職を願う声が出ていた。「陳炯明叛国史」は、当時の各界からの電報を集めつつ、「各界の誠意の請求であり、……広東人が炯明を愛護すること、これにおいて、一斑を見得る」としている。⁶⁵ この電報の中には労組のそれもあり、まだ、この時点では、労働者も陳炯明を支持していたことがうかがえる。広州から退去していた陳炯明は密かに叛乱を準備し、ついに陳炯明叛変（一九二二年六月一六日）を引き起こした。⁶⁶ これによって、孫文は上海に去った。

この後、暫く、彼が独自に広東省政を運営していくことになる。この時点でも、やはり、政権運営のための資金が不足していた。この問題について、当時の中国共産党機関紙『前鋒』は「当時、財政の状況は非常に紊乱であった。省立銀行の紙幣は、低く、四、五割にまで落ちた。各所の徴収機関はみな、功績のあつた將軍達に占領されていた。これに加えて、各県は戦時の後なので、わずかな収入しかない」と伝えていた。

こうした状態を解決するために、香港の富裕な商人で香港匯豐銀行の買弁であつた陳席儒を省長の地位に就け、英国からの借款を行ったのである。そして、そのために全省の公産品（＝公共財）を抵当に入れたとされる。⁶⁷ また、この時期、「陳炯明は労働運動に対し、あからさまな弾圧政策をとることはしなかったが、『労働者保護』の看板は完全におろしてしまった」。労使対立が激化していたことを考えれば、当然の成り行きだったと思われる。

さらに、「陳家軍閥」による経済略奪がなされた。⁶⁸ 部下の將兵が資金不足によって、離反するのを防ぐためであったと思われる。

こうした略奪は陳炯明が力を入れたはずの教育にも悪影響を及ぼし、教職員の給料も出なくなつてしまつた。⁶⁹ 但し、こうした「経済略奪」が、商人たちにまで、影響したかどうかは不明である。陳炯明は都市（中小）商人が支持基盤であり、又、（中小商人を含む）都市の商人層の利益を孫文の北伐から守るうとして、決起した側面があつたと思われるからである。

商人層は自らの利害を守ることを欲し、郷紳も自らの利害を守ることを欲し、労働者もまた、自らの利害を守ることを欲した。このように、諸階層、階級がみずから利害のために雑居していたのが、反広西闘争から、陳炯明が省長を勤め、「陳炯明叛変」が起ころまでの広東省の実態であった。連省自治の理念は一定の政治的民主化を促したものの、同時に、社会の中の多元性は政治的民主化にとってのブレーキとなったと言えよう。つまり、陳炯明の政権は「限られた数の自律的集団や機関の政治参加を制度化するところまで進み、それらの出現を促進さえするが、どの集団がそういった条件下で存在を許されるのかということを経済的に支配者が限定する点は疑うまでもない」性格を有する一種の権威主義政権であったといえよう。これは都市部・広州でも農村部でも共通している。「競争民主主義への参加 それは社会的に解決不能な紛争を生み出す以上、陳炯明は「非政治化とアパシー」⁷³を求めなければいけなかった。農村での県長選挙はその具体例である。しかし、当時の都市部・広州では、農民より政治化された労働者があり、⁷⁴それに応えて、先に見たような市参事会選挙とせねばならなかった。しかし、当時の労働運動によって、それが破られ、最後に、都市に於いては商人層を支持基盤とする政権としての本質を一層明らかにしたのだった。

第二章（終章） 「古い器に新しい酒」による「社会による国家権力の再吸収」というテーゼの限界

本論文では、陳炯明の思想あるいは理念と現実の差に焦点を当てる形で、連省自治の理念と現実について、検討してきた。陳炯明は上記のような反動化の後、再び、孫文を担いで広州に入ってきた外省各軍によって、広州を追われる。しかし、これによって、広東には再び、軍閥が割拠、横行し、以前は広東勢力と結合する傾向をも見せた雲南軍も広東人民に大きな損害を与えることになる。⁷⁵先に紹介した「広州商団事件」もその一因はこの軍閥割拠に

あつた。⁷⁶そして、この後、連省自治運動は各地から消えていくことになる。各省の議會、憲法は北伐によって、廢止、解体される。

これまでの議論をまとめてみると、都市では、当時、階級、階層対立の存在が商人以外に参政権を与えることを容易でない状態としていた。また、農村では、例えば、械闘に見られるような各村の閉鎖性によって、階級対立が隠蔽されているという側面があつても、地主、郷紳、農民の間には利害の一致がなく、まさに、各村の閉鎖性によって、かろうじて、階級対立が抑えられていたと言えよう。先述の彭湃の農会は一九二四年三月一七日、陳炯明の命令で解散させられてしまい、彭湃達は地下にもぐることになる。⁷⁷それは、各村の閉鎖性を解体し、階級対立を明らかすることによって、「ブロック」(＝同姓村落)指導層(である郷紳)への服従の伝統を打ち砕⁷⁸き、それを土台としている陳炯明の支配を解体に導くものだったからだと言えよう。又、このようになったのは、自分の軍を、自分の出身地の親戚等によって、固めたが故に、既存の農村社会構造の解体は、自身の軍の解体につながり、他省軍閥に対抗できなくなる恐れがあつたからとも考えられる。

陳炯明はこれまでに見てきたように、当時の社会構造故に、都市中小商人の利害を代表し、又、その為に、回響後は郷紳の利害をも代表せざるを得なかつた存在であつた。同時に、自身が旧式な社会構造を土台としていたが故に、「ナショナルリズムの急激な高揚や体制の危機の時点を除き、合意によって成立した非対立的社会という訴えかけは公益の管理や特別な利益の事実上の表現へと政治を還元する傾向を持」⁷⁹っていたのである。それが、陳炯明の労働者保護や農民運動への支持に対する大きな障害、限界を作つたのであつた。「ポリアリーキー(比較的民主化された体制)は高度に包括的で、かつ、公的異議申し立てに對し広く開かれた体制なのである」⁸⁰考える時、当時の広東(を含めた中国)の「社会」(＝古い器)は、「国家権力の社会による再吸収」(＝新しい酒)を全人民に對して、許す存在ではなかつたし、立法府において、中央集権化した戦闘組織たる近代政党同士が議席数ゲームを演じること

を許す存在ではなく、中央集権化した政党が演ずる議会制民主主義さえも成立し得なかったであろう。

ために、このような「政権」を支えた当時の社会構造は、労働人民にとつて、暴力革命によつて、打倒すべき対象となり、それを特に農村において実践したのが、毛沢東の革命であったと言えよう。かの湖南共和国の提唱者であり、強権打倒のために、強権を用いるのはよくないと主張していた毛沢東は、一九二三年八月、連省自治を批判し、^⑧湖南共和国のビジョンを放棄、そして、一九二七年、革命とは抑圧された階級が抑圧する階級を打倒する激的な暴力だとする有名な主張をするにいたつた。彼はその後、中国共産党の指導者として、革命運動を戦つていくことになる。これは、換言すれば、「『民主主義』の概念を、その経済的基礎に、『階級独裁』に還元する」道へと進むことでもあつた。^⑨そして、前衛政党の指導する暴力によつて、暴力を打倒した暴力革命の結果が、「七〇年代末に鄧小平が『改革開放政策』を打ち出すまで、政府は国民に対して絶大な影響力を有していた。あらゆる社会資源を一



社会が、上記のような革命を要請したとは言え、社会に主権が確立されていない以上、中国革命はやはり、「未完の革命」であると言わざるを得ない。今後、中国では、政治的民主化が行われ、社会に主権は確立されるのである。まさに社会構造から、実証研究的に、見ていく必要が有りそうである。

手に独占するのは政府であり、国民はその統制下に置かれていた^{⑤7}状態となり、「天安門」となる形で歴史は動いていくことになった。こうした革命は、毛沢東が農民を解放することを目指した農村においては、中国共産党政府が、農民に対し、かつての郷紳が行ったそれに似た搾取を行い、それに対し、上記の一九二七年の毛沢東のテーゼに類似した反抗闘争がなされるといふ現実を招いている。^{⑤8}

「閩南護法区」時代、陳炯明が建てたと思われる「平等」、「自由」、「博愛」、「互助」のスローガンを各面に刻んだ四角柱（二〇〇〇年九月一四日、漳州市・中山公園にて、筆者撮影）。



- ① 石田浩『中国農村社会構造の研究』、晃洋書房、一九八六年、二六九頁。
 - ② 吉沢南、「一九二〇年代広東省の農村社会と農民運動の発展（上）」、『歴史評論』一九七〇年一〇月、三七頁。
 - ③ 同上、三九頁。
 - ④ なお、このような広東農村社会の特徴づけは、他の論者によってもなされている。陳翰笙氏は「広東省における農業小作の割合が、支那全省中最高位にある事実は最も重大な意義を有するものである。……例えば、中山県の九区内で四区は小作農家七〇%乃至九〇%あり、合浦県の九区内で三区は小作農家が九〇%以上あり、その他の諸県においても小作農家の最も少ない処で七〇%、もつとも多いところで九〇%である。番禺県六九ヶ村においては農村の七七%は小作農家である。花県二二ヶ村の調査に依れば農民の七三%は小作農家である。三八県の一五二ヶ村からの通信報告によれば、小作農家は全農村人口の五七%を占める。」としている（『南支那農業問題の研究』松山房、一九四〇年、四四五頁。旧かな遣い等は、現代のそれに修正）。
 - ⑤ 章有義『中国近代史農業資料』第二集、三聯書店、一九五七年、三三六頁。
 - ⑥ 江擘「広東花県農村経済概況」、『中国農村』第一卷第四期参照。
 - ⑦ 前掲『南支那農業問題の研究』、五四頁。仮名遣い等は現代のそれに修正。
 - ⑧ 陳翰笙著、佐渡愛三訳『南支那に於ける農村問題』、叢文閣、一九三六年、四四〜四五頁。
 - ⑨ 前掲『南支那農業問題の研究』、六〇頁。
 - ⑩ 吉沢南、「一九二〇年代広東省農村社会と農民運動の発展（中）」、『歴史評論』一九七一年二月、三三〜三四頁。
 - ⑪ ドエカルプ著、喜多野清一、及川宏訳『南支那の村落生活』、生活社、一九四〇年、一八七〜一九〇頁。
- 村の全成員は、同時に宗族の一員でもあった。一度、宗族の一員であったならば、常に、宗族の成員であるとされる。同一の姓を有し、祖先が共通であるすべての男子は、それぞれ、祖先に対する儀式等を通じて、身分を有する宗族成員である。女子も外部と通婚した場合は、その宗族の成員としての資格を失うが、正当でない理由で離婚となった場合は、本来の宗族のもとへ戻ってくる、というのが、宗族に規定された村の実態であった（同上二八七〜二九〇頁）。又、「地域に集落する宗族の血縁的共同体を高めるものとして、……他姓の排除を挙げることができる。他姓の女子が娶られて村に入ってくる場合は別として、他姓の独立の生計を営む男子が入って来て居住するためには村内宗族の許可を必要とする」という報告がある。

(興亜院広東派遣事務所『広東省農村調査報告』、一九四二年、五四頁)。女子参政権が認められなかったのもこうした農村の性格がからんでいる可能性がある。

⑫ 譚棟華「略論清代広東宗族械闘」、『広東歴史問題論文集』、稲木出版社、一九九二年、二六九～二七二頁。

⑬ 中村治兵衛「民国初年広東省の村落の械闘について」、『近代中国研究』、山川出版社、二四七～二四八頁。

⑭ この点について、鈴木智夫氏は以下のように論じている。

「広東省の……珠江デルタ地帯は同姓村落が多く、また耕地面積に占める同族集団の集团的所有地……の割合が特に高い所であった。そのため有力同族指導者であった……『紳耆』の勢威は絶大で、なかには封建領主を思わせる半独立的権力を有するものがあつた。……(彼等は)珠江の流れがつくり出す新しい土地(『沙田』)をめぐる他の有力な同族集団との指導者の間に、しばしば、激しい武力衝突をくりかえしていた。清朝 地方当局は……彼らの間の紛争を容易に制止できなかったばかりでなく、土地所有に對する徴税機構をも、同族組織による族人支配の基盤の上に編成しなければ……なしえない状況が続いていた。」(『洋務運動の研究』、汲古書店、一九九二年、四八一頁)。

以上のような記述から、太公田は、宗族支配の郷紳によって支配されていたと考えて良からう。又、このような現象は清朝後期となると、清朝当局の腐敗無能によって、普遍的現象となつた(故郷族地主対珠江三角洲地区的控制与護沙的原委)、『広東歴史問題論文集』、一六五頁)。その他、清末の農民の状態については、喬志強「辛亥革命前十年間農民闘争の幾個問題」(『辛亥革命史論文選』上、三聯書店、一九八一年、五三六頁)を参照されたい。

⑮ 前掲『南支那農業問題の研究』、五七～五八頁。

⑯ マジャール「支那農業經濟論」、学芸社、一九三五年、一八四、一九四頁。

⑰ 『華字日報』(香港)一九二二年七月四日。

⑱ 塩出浩和「広東省における自治要求運動と県長民選」、『アジア研究』第三八卷第三号、九六～九七頁。

⑲ 孫文「地方自治開始実行法」、『建設』第一卷第一号。

⑳ 陳公博「県自治単位的討論」、『陳公博先生文集』、達仁書店出版、一九二九年。

㉑ 先の塩出氏によると、県長選挙に当たっては、例えば、県長候補者が競争者や県政府官職希望者に連合を持ちかけ……、出資を求め……、連合した候補が県長に任命されれば、出資者はその出資額に応じて県長が任命権を持つ官職を得るとい

約束が交わされていた」とされている（前掲『広東省における自治要求と県長民選』、九八頁）。これらは「極めて多く見られた現象」であるという。選挙参加資格を有料としたのは、いわゆる他極共存型民主主義に見られる、「互いに排他的な」どのブロックも疎外せず、権力を分有させ、決定を権力核の形成時に行うのではなく、権力を分有するエリート達の調整過程に委ねる」方法の一つである。「複数最高職（大統領、首相、議長）の分有といった」形の変種の効果をねらったことと思われる（辻中豊、「A・レイプハルトと多極共存デモクラシー」。『現代世界の民主主義理論』、新評論、一九八四年七月、七五頁）。各村落エリートである郷紳に、上記のような形で権力を分配する事によって、清末以降の郷紳を中心とした村落閉鎖性を打破し、又、回粵後から資金不足に苦しんでいた陳炯明の省自治の税收を円滑にし、且つ、都市中小商人にのみ、負担がかからないようにしたいというねらいがあったのであろう。又、広州には、出身県ごとに、「同郷会」があり（前掲『広東省における自治要求運動と県長民選』、八九〜九〇頁）、先述のような械闘があるものの、県レベルでは、人々の帰属意識があったとも思われ、こうした事も、陳炯明が県自治に力をいれた一因である。

- ②① 彭湃『近代中国農民革命の源流』、アジア経済研究所、一九六九年、四二丁四三頁、『華字日報』（香港）一九二〇年二月二十七日。

②② 「明清珠江三角洲農業商業化與墟市」前掲『広東歴史問題論文集』参照。

②③ 先述の農民の広西軍閥に対する蜂起は、やはり、広西軍閥軍が家畜、野菜等を食用に略奪し、荷役としての徵用、財源としての阿片の作付けの強要等で農民を苦しめ、土匪化させたことに対する反乱であった可能性があろう（フィル・ピングズリー『匪賊』、筑摩書房、一九四四年、四二丁四四頁。漳州の陳炯明に対する会党反乱もこうした性格を有するものである）。広西軍閥を撃退したいという意味では、地主・郷紳と農民の間に一致した行動をうむ理由があったと思われる。

その他、広東人民の武装自衛については、塩出浩和、第二次広州政府期（一九二〇〜二二年）の広東省議会と広東省憲法『アジア発展研究』、第二号、一九九四年）を参照されたい。

②④ 李樸生「嚴禁春節放假的鐘榮光先生」、『伝記文学』、第六卷・第三期を参照。

②⑤ J. Fitzgerald, *AWAKING CHINA Politics Culture and Class in the National Revolution*, Stanford University Press, 1986, p150

②⑥ 同族村落、またはそれが引き起こす械闘が広東同様、福建にも顕著に見られることが指摘されている。特に漳州は械闘の本場として有名だった（天野元之助「解放前の華南農村の性格」、『追手門学院大学文学部紀要』、三、一九六九年）。前号

で述べたように陳炯明が漳州において、地元郷紳と組んだのはこうした理由によるものなのだろう。これに付いては、この他、仁井田陸『中国の農村家族』（東大出版会、一九八二年）を参照されたい。

こうした社会構造から、郷紳等に負担がかかる形での徴税がなされたとは考えにくい。故に、例えば、郷紳、地主の有する土地に対する税は軽くし、その他の種類の税（土地とは直接には無関係の田賦附加税等）を増し、それを自耕農に課す等の徴税方式が一九二〇年代の広東ではされていた（前掲、一九二〇年代の広東省農村社会と農民運動の発展（中）、四六頁）。村、県等を掌握している大地主たる郷紳に背かれては徴税不足がますますひどくなる可能性があるだろう。したがって、彼らを税負担から切断する事が必要だったと思われる。漳州の社会構造も同様だったことから、福建南部駐留時の徴税の実態も同じであった可能性があるだろう。現に、福建省各県の最大の徴税項目は田賦附加税である（前掲『南支大観』、一六九頁。ただし、一九三五年の事例）。

⑳ 「旧社会においては、区域觀念や家族觀念といった封建意識がもたれ、加えて、地区の言語の異なることが、殊にこれを顕著なものとした」故に、陳炯明は広東副都督となった時、海豊の親族に特別な信任を置き、海豊会館が形成されたのであった（沈大剛「關於鄧鏗被刺事件」、『文史資料選集』第三集、一九八五年、八〇頁）。漳州出兵時にも、陳炯明は自軍幹部を同郷の者や血縁関係にある者で固めたとされる（前掲『陳炯明的一生』、一三七頁）。回響後、陳炯明が軍権を有し得たのはこうした理由による。

㉑ この彭湃とは陳炯明と同様、海豊人。早稲田大学留學中に、社会主義、無政府主義の思想に刺激され、中国に帰国した後、本文中で紹介したように、農民運動を起こし、農会（＝農民組合）を結成、郷紳に対抗し始めた。後に中国共産党に入党するが、一九二九年、国民党によって、逮捕、処刑された（呉家林・袁鐘秀、彭湃年譜『近代中国人物』中国社会科学出版社・重慶出版社、一九八三年）。

彭湃の起こした農会は、活動を続けていくうちに、村落間の械闘を乗り越え、郷紳に対する階級対立を明らかにしていった。郷紳達も「糧業維持会」と称する組織を作って対抗するまでになっていた。郷紳との階級対立を戦う為には、農会は中央集権化していった。例えば、農民同士の争いは、全てまず、農会に報告し、農会を通じて処理しなくてはならない。郷紳が掌握している県下の市場を農会が掌握するために、全県の農民を農会の指示にしたがわすといった具合である。こうした団結行動は、ついに、郷紳の味方であった県政府に不当逮捕された農民の釈放にまで及んだ。その時、彭湃自身、「今日の勝

利を勝ち取ったのは、農会がよく、六、七〇〇人の農民を指導して一つに団結し、一致して行動したからだ」としている。彭湃著、山本秀夫訳『近代中国農民革命の源流』、アジア経済研究所、一九六九年、三八、四三、五七、六四頁。

尚、海豊には、陳炯明を含め、開明的（社会改良的）郷紳のグループが辛亥革命前からあった。教育改革は彼らの重要なプログラムの一つであり、先述のように、陳炯明は教育に熱心であって、漳州進駐時、青年の海外留学を行っている。彭湃も其の一員だった。

陳炯明は広東帰還後、彭を海豊教育局長の地位に据えた。彼は人事異動で、新しい進歩的な教師を多く取り込んだが、郷紳が「上」（＝政府）を通してなすべき改良を「社会主義」と主張したのに対して、彭湃は、「下」からの大衆運動を主張したのだった（R. Marks, *Rural Revolution in South China, the University of Wisconsin press*, pp.125-173, F. Galbiate, Peng Pai and The Hai-Lu-Feng Soviet, Stanford University press, 1985, pp.73-77）。

また、郷紳としては、彼等は農村の搾取者、支配者であったため、農民の力が盛り上がることによる社会構造の变革を恐れていたのである。

⑲ 彭湃は国内では、人民を搾取しつつ、国外では、自分の優越（主権国家同士の植民地獲得競争のことか？）のために、他国との戦争を行うがゆえに、「我々は……この国家を破壊せざるを得ない」と主張している（彭湃「告同胞」『彭湃文集』、人民出版社、一九八一年、四頁参照）。

⑳ 前掲『近代中国農民革命の源流』、参照。

㉑ 惠仙「広州革命派と反革命派の大激戦」『嚮導週報』第八九期・一九二四年一月。この記事は商人が陳炯明の政権復帰を主張していると伝えている。このことから、商団関係者が江門油業工人に銃撃、私刑を加えているとしている。「支援江門油業工人通電」がある。広東省社会科学歴史研究室編『廖仲愷集』（増訂本）、中華書局、一九六三年、一七一頁。その他、巨縁「帝国主義と反革命圧迫下の孫中山政府」『嚮導週報』八五期・一九二四年一月も参照されたい。この点について、横山宏章氏は、商団が資本家的性格を有していたとしつつ、「広東の工業は手工業が多く、工場主の多くは商団に加入していた。また、手工業が中心のため、労働者の団結も弱かったが、商店従業員とともに工会連合会を結成して、統一の方向に進んでいた。しかし、闘争は経済闘争の域を出ず、ほとんどストライキは困難に直面していたが、そのスト破りに活躍してい

たのが商団軍であった。」(横山宏章『孫中山の革命と政治指導』、研文出版、一九八三年、一一九頁)。商団軍の労働者との対立を伝える一次資料としては、「工団反対商談起械之文件」(一九二四年広州商団事件)、崇文書店(一九二四年)があり、銃で威嚇したり、殺害を行っていることを上記の資料同様に伝えている。

③② 先に見たように賭博禁止について、広州で妥協しなかったのは、やはり、陳炯明が、都市の中小商人を支持基盤としていたことがその可能性として考えられよう。

③③ 広田寛治、「広東労働運動の諸潮流(中)」季刊『中国労働運動史研究』第五号、一六頁。

③④ 広田寛治、「広東労働運動の諸潮流(上)」季刊『中国労働運動史研究』第四号、一四頁。

③⑤ 長野朗、『支那労働者及労働運動』燕塵社、一九二五年、二五一頁。

③⑥ 中国劳工運動史編纂委員会『中国劳工運動史』(一)、一〇五頁。

③⑦ 『華字日報』一九二二年一月二八日。

③⑧ 『華字日報』一九二二年三月二日、前掲『中国劳工運動史』(一)、一三五頁。

③⑨ 前掲「広東労働運動の諸潮流(上)」、一四頁。

孫文は「施政方針」(一九二二年)において、労働者保護、労働者の生活向上、労組の提唱を示していた(『革命文獻』第五十一集、中央文物供応社、一九七〇年、三三五～三三七頁)。また、同年六月には労働者の待遇改善行動に対する援助を述べている(『華字日報』一九二二年六月九日)。

④① 前掲「広東労働運動の諸潮流(上)」一五頁、『華字日報』一九二二年三月二十五日。

④② 幼方直吉「幫、同郷会、同業公会とその変化」、近代中国の社会と経済、刀江書店、一九五一年、二四〇、二四七、二四八。

④③ 高綱博文「中国労働者階級の状態と労働運動」、人民の歴史学、第五四号、五四一〇頁。

④④ 新村恭「中国労働者階級の成長過程と五・三〇事件」、歴史評論、一九七〇年一〇月、五四頁～五五頁。

こうした親方はもとは、ギルド的行会の階梯の長であったものが変質したものとされる。「労働の集中が行われ、所謂工場手工業の程度」に進んだところでは作業内容による職人の分化、職人の監督と徒弟教育にあたる職工長の分離という現象が起き、「親方の手に残された職務は唯支配人の仕事に過ぎなくなった。」(根岸信『支那ギルドの研究』、斯文書院、一

九四〇年、二七七、二七八、三〇〇頁。旧かなづかいは、現代のそれに変更。

当時の中国の労働運動は、手工業労働者・職人と店員によるものがその多くを占めていたが、ギルドに組み込まれていた彼等には地域対立、排他性が強く、「永久に自己の労働範囲を保持して、機械に反対する傾向を持ち」、陳炯明政權時代には、その傾向がまだかなり残っていたことが伺える（前掲「幫、同郷会、同業公会とその変化」、二四八～二五〇頁）。先に見たように、県レベルでの帰属意識が強く、現に、香港の外資系企業の造船企業における労働者の出身県がドックごとに、ほぼ同一県であった（李伯元『広東機器工人奮闘史』、台北、一九五五年、一六～一七頁）ことから、広東省内の地域対立ということが言え、やはり、県レベルのそれと思われる。

尚、ギルド内の労働者、職人の親方に対する態度は「小さな子供が敵父を見るがごとく、慎み深さを維持し、命令を奉じて、敢えてわずかな反抗もしない」というものであった（成順一『上海江南造船所』、『新青年』第七卷第六号、六五七、六五九頁）。当時の労働現場では、親方による中間搾取（給料ピンはね等）があり（前掲、新村論文、五四頁）、コミンテルンはその改革を課題としている（向山寛夫『中華民國時代における労働立法とその背景』、『愛知大学国際問題研究所紀要』三（四頁））。

- ④③ 先に述べた広東機械工のストは馬超俊と黄煥庭が煽ったとされた。馬はストを支持するが、「極めて大きくする必要はなく、時機を見て、とめるべき」としている。労働者の力を利用したいが、其の矛先が資本家に向くのは困るという姿勢は一貫していたと思われる（前掲『馬超俊先生訪問記録』、四三頁）。かように、ストを煽り得たのは、先述のように、孫文派民族資本家と機器工人（機械労働者）の敵が一致したこと他に、「広東機器工人維持会」の前身の「広東機器総会」に黄煥庭が加入する等、「労使不分」であったことが挙げられよう。こうした状態は二〇年にいたっても継続していた傾向があり（古厩忠夫、中国におけるブルジョワ的潮流の労働運動について『季刊』中国近代史研究会通信』No.5 一九七七年五月、五、一頁）、広西軍閥追放闘争で、資本家である黄煥庭が広東機械工を煽り得たのは、こうした理由ゆえであらう。

- ④④ 前掲『広東労働運動の諸潮流（上）』、一二一～一三頁、参照。

- ④⑤ 『華字日報』一九二二年一月二十九日、三月七、一一日、四月二日、七月八、二三日、八月一八日、一二月二四日。

- ④⑥ 前掲『広東労働運動の諸潮流（中）』、一九～二〇頁。

- ④⑦ 『華字日報』一九二二年八月二四日。

47) 古厩忠夫「中国における労働者階級の形成過程」、『歴史学研究』第三八三号、青木書店、一九七二年、一四頁。

ただし、同論文が取り扱っているのは、湖南省の事例である。

48) 前掲『支那ギルドの研究』三〇一頁。

49) 前掲「中国労働者階級の状態と労働運動」、五四—一〇頁、五四—一四頁。

こうした現象、特に、非熟練工の登場は、郷紳の搾取、帝国主義列強による経済侵略によって、食品、日用雑貨の多くが外国製となったことで、農村の家内工業が破壊され、生活をたたれた農民が都市へと流入したことによって、拍車がかかった可能性がある(前掲「中国における労働者階級の形成過程」二〇頁、「広東省第一次農民代表大会経済問題決議案」、『第一次国内革命戦争时期的農民運動』北京、一九五三年、一七九頁、趙親「辛亥革命前後の中国工人運動」前掲『辛亥革命論文選』上、一三六、一五三頁、古島和雄「旧中国における土地所有とその性格」、『中国農村革命の展開』、アジア経済研究所、一九七二年、二八—三〇頁、学増「広東南路各県農民政治経済状況(上)」、『中国農村』第四期一九二六年、一七九頁)。ギルドには、経営者(商人)が、店員、労働者の自由雇用をさせないという制約を課す役割があったが、経営者がそれを撤廃しようとしたことに対し、二〇年代の労働組合は反発している(前掲「広東労働運動の諸潮流(下)」、三頁、陳達「我国南部的劳工概況」、『統計月報』第一卷第十号、一四頁、前掲「中国における労働者階級の形成過程」、二四頁、「中国におけるブルジョワの潮流の労働運動について」、一三頁)。又、経営者との自由契約労働者が出現したことによって、徒弟、職人が旧来のギルドの親方従属的規制に反発する等の動きが出ていた(何徳明編著「工会問題」、『中国劳工問題』、商務印書館、一九三六年、参照)。

50) 前掲「広東労働運動の諸潮流(上)」、一三頁参照。

なお、当時の広州では機械工も、大きくても、二百名程度の町工場的な中小規模経営の下で職人的徒弟制のもとにあり、(前掲「中国労働者階級の状態と労働運動」、五四—三—四頁)、「広州の機械工場では、職工養成制度として職人的徒弟制度が採用されていた。徒弟期間は四年で、『牛馬の如き』扱いを受けていたという。しかし、機械工の技術が西欧近代工業の所産である以上、徒弟制によって絶えざる技術革新に対応する形で熟練工を養成することは事実上不可能であった。……(徒弟は)広州では、機械工場の徒弟として身分を固定されたまま、賃労働者化していった」のである(同上、五四—五五頁)。

- ⑤1 前掲『支那ギルドの研究』、二七七頁。
- ⑤2 同上『支那ギルドの研究』、三〇〇頁。
- 前掲「工会問題」参照。同資料が取り上げているのは、広東のそれではないが、参考までに挿入した。
- ⑤3 尚、この調停の問題については、事例があるが、数が多いので、それについては、ここでは触れない。「政府の『調停』を背景とした徹底した闘争を続けることによって、勝利を獲得したものがあある反面、『調停』を生かせないまま業種側の圧力に屈して妥協的な条件で復業するものも少なからず存在した」。この問題については、「広東労働運動の諸潮流（中）」（季刊『中国労働運動史研究』第五号）を参照されたい。
- ⑤4 『華字日報』一九二二年三月二〇日。
- ⑤5 『華字日報』一九二二年四月八日。
- この時期、「広東省工会法草案」の作成がなされていた（戴季陶「広東省工会法草案理由書」、『新青年』第九卷・第一号）。しかし、同誌で、陳公博は資本家に支配された広東省議会での通過は有り得ないと論じている（六）（三）「工会法不能成立？」参照。こうしたことからも、陳炯明の支持基盤が都市中小商人であることが伺える。広東省議会が一度は否決した市長任命制が後に可決したのは何らかの形で、陳炯明が商人には迷惑を掛けないということ商人出身議員達が了解したからではないか。
- ⑤6 『華字日報』一九二二年一月九日、二月一〇日、三月三日、四月二日。
- ⑤7 『華字日報』一九二二年一月一日。
- 陳炯明も北伐に批判的であった（『晨报』一九二二年一〇月九日）。例えば、北伐を主張する孫文が強い影響力を持ち、外国資本に対抗するため、中国小民族資本等も支援した香港海員スト（一九二二年一月）において、陳炯明は北伐をやめさせる倒孫事業のため、スト労働者に対し、極力、援助も姿勢をとっていることから、陳炯明の立場は都市（中小）商人の支持を得ることにあったことは明らかと思われる（鄧中夏『中国職工運動簡史』（一九一九—一九二六）』、人民出版社、一九四九年、八、五九、六一頁、鈴江言一『中国解放闘争史』、石崎書店、一九五三年二二五頁、前掲『国民革命期の広東政府』参照）。
- ⑤8 漳州駐留時の「刷新政治」もこれと類似の性格を有していたと思われる。陳炯明は辛亥革命前後の経験から、都市の（中

小)商人の利害を裏切れないし、既存の農村社会構造に手がつけられないことは理解していたはずである。しかし、現実の問題として、広東機器工人に見られるように、政治化している労働者があり、「広東各階層」に対して、回響後のあるべき広東省の姿を階級、階層に触れずに、宣伝する必要があった、例えば、階級独裁を否定しつつ、表面的には全人民に受け入れ可能な「平等自由博愛互助」の八文字(本文中の写真を参照されたい)が陳炯明の精神を体現していると報じさせた(『晨报』一九二〇年三月三日)のではない。胡春惠氏はこの時から、陳炯明が連省自治論者となったとしているが、ただ漠然と政治的民主化を言う連省自治はこうした陳炯明の立場に合う。陳炯明が連省自治論者となったのはこうした理由によるものではないか。清朝末期、陳炯明とウマが合ったとされる劉師復は、「絶対自由主義」の立場を取ったとされる(中国第二歴史檔案館『中国無政府主義和中国社会党』、江蘇人民出版社、一九八一年、九頁)。「自由主義」とは、国家の束縛から逃れる自由を意味する。例えば、政府からの独立の傾向の強い郷紳にとっては、かような思想は受け入れ易からう。また、農民は県長選挙に見られるように、政治に対して無関心であり、農民の政治参加による郷紳との対立の危険は少ない。こうした理由ゆえに、清末に無政府主義者となったのであれば、陳炯明は既に、限界の壁に当たっていたと言わざるを得ない。

- 59 アンソニー・ダウズ『民主主義の経済理論』、成文堂、一九八〇年、二二四頁。
- 60 周鯨生「読広東省憲法」、『東方雜誌』第一九卷第六号、一七頁。
- 61 「広東省憲法草案」、『中国制憲史資料彙編 憲法編』、国史館、一九八九年。
- 62 前掲「第二次広州政府期(一九二〇—二三年)の広東省議会と広東省憲法」参照。
- 63 前掲「陳炯明的一生」、二〇—二〇三頁。
- その他、広東省憲法については、袁継成他編『中華民国政治制度史』(湖北人民出版社、一九九一年)を参照されたい。
- 64 沈雲龍「有関陳炯明叛孫の資料」前掲『伝記文学』第三十二卷第四期、七七頁。
- 65 李睡仙「陳炯明叛国史」、『中国現代史叢刊(第二冊)』、正中書局、一九五九年、四五一頁。
- 66 林廷華「陳炯明的炮擊總統府的前後」、『文史資料選輯』第二十四編、七八頁。
- 67 奇鋒「一年来之広東」、『前鋒』第二期、汲古書院、一九七二年、二〇—二二頁。
- 68 『晨报』一九二二年一月八日。

⑥ 広東護法政府の調停を期待していた工会は次第に急進化し、一九二二年一月にストを行い、工場の労働者自主管理を叫んだ革靴工会（前掲『中国劳工運動史』(一)一六三頁、『華字日報』一九二二年一月一、五、六日）を中心に、新たに広州工会同盟を成立させる（『華字日報』一九二二年一月一七日）。そして、この労組の成立によって、多くの広州労働者が総工会を離脱するようになった（前掲『我国南部的劳工概況』（参照））。この後、広州での労働争議は「労使協調派」と「徹底闘争派」の二つに大別されるようになるが、この時期、国民党の労働者への影響が低下し、護法政府は未登録の各工会に対し、新たな制限を課せようとした（『華字日報』一九二二年一月一〇日）。

又、先に紹介した広州の機械工の「広東機器工人維持会」は、インフレ等の生活苦から一九二一年一九二二年にかけて、賃上げ、有給休暇、労働時間短縮を掲げてストを行っている。この時、陳炯明は二度の調停を行い（『華字日報』一九二一年六月二、一〇日）、一回目では、労働者よりの調停を行っているが、それは「広西派が不穏な動きを見せていることを理由に早期解決を希望」したためであった（『華字日報』一九二一年六月二日）。都市中小商人の利益を守り、広西派支配の再来を避けるために、陳炯明はこのようにしたのであろう。その後、「維持会」から、復業命令が出て、応じたのは、多くが「師伝」（＝上層機械工）だった（『華字日報』一九二一年六月一七日）。さらに、機械工は徒弟の待遇改善のためにも戦っている。徒弟は「師伝」に従う傾向が強く（『華字日報』一九二一年五月三〇日）、彼等がスト破りに使われることを防ぐとしたのかもしれないが、こうした事から、労使対立が機械工においても激化して来たことがうかがえる（前掲『広東労働運動の黎明と機械工』参照）。こうした事も陳炯明が反動化する一因であったろう。

上記の一連の護法政府の動きは労働者を「労使協調路線」から逸脱させまいという意志の現われだとされるが、陳炯明は都市商人層が支持基盤であり、また、孫文のように北伐で広東脱出を考える（後述）ことはできないことから、「労働者保護」の看板をおろすのは必然だったと思われる（尚、以上の広東の労働運動の詳細については、「広東労働運動の諸潮流」（下）（季刊『中国労働運動史研究』第九号）を参照されたい）。又、陳炯明は、前号の脚注内で述べたように、「合法の範囲で労組を支持する」と述べているが、これは、商人に対する労組取り締まりを意味するジェスチャーであろう。「合法の範囲」という言葉がそれを暗示しているかのようである。以前、無政府主義の看板を掲げていた陳炯明は呉佩孚の傘下に入っていくようになる。中国共産党機関紙『嚮導週報』も弾圧された。（孫鐸「呉佩孚與陳炯明」『嚮導週報』九期一九二二年一月八日。以下、本脚注内の記事はすべて、『嚮導週報』のそれ。）『嚮導週報與珠江通信』一九二二年一月一五日、K1

「香港通信・陳炯明與嚮導週報」一九三二年一月二日。

⑦⑥ 前掲『陳炯明的一生』、一三八～二四六頁。

⑦⑦ 『農報』一九三二年九月三日。

⑦⑧ 「リンス、高橋進他訳『全体主義体制と権威主義体制』、法律文化社、一九九五年、一四三～一四四頁。

⑦⑨ 同上二五二頁。

⑦⑩ なお、広東機械工のストに関しては、広西軍閥が資金調達のために、機械工場主に重税をかけ、そのしわ寄せが機械工の賃金等にまわったからだとも考えられる。広西軍閥がストを弾圧する立場にたつたのは、ストによる生産の停滞、税収低下を恐れたからであろう。

⑦⑪ 「商団軍の発達」『北京満鉄月報』第一年第四号、一九二四年参照。

⑦⑫ これらの問題については、前掲「商団事件敗北の歴史的意義」、商団軍の発達」(三三五～三六頁)等を参照されたい。

⑦⑬ 波多野善大氏は、広東省内が外省各軍の割拠状態のため、資金繰りに困った孫文は商人に重税をかけ、これが商団の反乱の大きな原因と化したのであった。また、資金調達のため、阿片販売や賭博さえなされてしまい、恨みの声が広東では高まった。このような広東人民の感情を理解していた孫文は北伐の開始によって、広東を脱出したいとさえ考えていた、と論じている(波多野善大「商団事件の背景」『愛知学院大学文学部紀要』第四号、一九七四年二月参照)。

⑦⑭ 山本秀夫「彭湃と農民革命運動」『アジア経済』一九六八年二月号、一〇三頁。

⑦⑮ 前掲「近代中国農民革命の源流」、参照。

⑦⑯ 前掲「A・レイプハルトと多極共存デモクラシー」、七八頁。

⑧⑰ 『嚮導週報』は農民運動の発展と陳炯明打倒のために、「陳氏が郷土心理を利用して、陳家の利益を擁護する卑劣な手段を徹底して排除」することを主張している(章龍「陳炯明槍刺下的海豊農民」『嚮導週報』第四三期一九三三年一〇月七日)。その後、陳炯明は居座っていた海豊からも追われる。この時、農民が国民党軍を助け、また、陳軍を攻撃している。清代以来の社会構造にのっとった陳炯明の限界が来たのであった(蔡和森「広東反革命勢力的覆滅」『嚮導週報』第一〇六期一九二五年三月一四日)。

⑧⑱ 前掲『全体主義体制と権威主義体制』、一五二頁。

⑧2 口バート・ダール、高畠通敏他訳『ポリアーキー』、三一書房、一九八二年、一三頁。

⑧3 池上真一、「毛沢東と湖南共和国」、『現代中国政治と毛沢東』、法律文化社、一九九一年、三五四頁。

⑧4 毛沢東、『省憲経』、与趙恒惕、「毛沢東集・1」、蒼蒼社、一九八三年、参照。

⑧5 毛沢東、「湖南農民運動考察報告」同上、二二三頁。

⑧6 拙著、「商紳政權 連省自治の理念と現実 広東省の場合」、『立命館文学』五六九号、加藤哲郎『東欧革命と社会主義』、花伝社、一九九二年、三二頁参照。

⑧7 「たしかに人民解放軍は『人民の軍隊』である。しかしそれは、中国共産党の絶対的指導の下におかれる人民の軍隊であり、結局は『党の軍隊』にほかならない。……『人民愛護、規律厳正』というのは、革命達成のため、党の軍隊として統制を維持し規律を乱さないことに基本が置かれているものであって、多分に誤解されている。そうでなければ、党の命令によつて学生・市民に対し無差別に発砲するようなことは起こらない」わけである（川島弘三『社会主義の軍隊』、講談社現代新書、一九九〇年、一〇四、一六一頁）。

尚、本文中の引用は、興柏一郎『現代中国』（岩波新書、二〇〇二年、一五二頁）である。

⑧8 田畑光永、鄧小平の遺産』、岩波新書、一九五五年、一八八～二二二頁。

補注 『華字日報』、『我国南部の劳工概況』、『広東機器工人奮闘史』、『支那労働者及労働運動』、『中国劳工運動史』（一）は筆者の手元になく、広田寛治、高網博文両氏の論文等から転載した。

〔誤りと訂正〕

・前号（『立命館文学』五七二号）の拙稿の五頁にある「第一章」とは、『立命館文学』五六九号の拙稿の第一章のことであり、同じく前号七頁の「先述の労働者の組織」については、『立命館文学』五六九号脚注内（九〇頁、脚注番号④）を参照されたい。

（本学大学院博士後期課程）